

介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等） Q&A

令和8年7月10日現在

番号	内容	質問	回答
1	対象事業所等について	今回の補助金（備品等購入費等）について、対象となる事業所等を教えてください。	対象となるのは、令和7年12月12日（基準日）時点において、山口県内（下関市を含む）に所在する実施要綱別添1に記載されている介護サービスを提供する事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）となります。また、基準日時点において事業活動を行っており、今後も事業継続意思があることが必要です。
2	対象事業所等について	今後、廃業を視野に入れて運営している事業所等は、対象事業所に含まれますか。	令和7年12月12日（基準日）時点で開設している事業所であっても、申請時点で廃止が決定している事業所については対象外です。
3	対象事業所等について	休止中の事業所等は対象に含まれますか。	令和7年12月12日時点（基準日）時点で休止中の介護事業所等であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象です。
4	対象事業所等について	今後、開設予定の事業所等は対象になりますか。	令和7年12月12日時点（基準日）で開設、運営していない場合は対象外です。
5	対象事業所等について	公立の介護事業所等は対象になりますか。	対象になります。指定管理を受けている事業所の場合、申請の可否は該当の自治体までご確認ください。
6	対象事業所等について	第1回目の受付（R8.1.28～2.13）にて補助金の交付を受けた事業所について、再度補助金の交付を受けることは可能ですか。	原則として対象外です。ただし、第1回目の交付時に補助上限額（基準単価）満額の交付を受けていない場合、補助上限額（基準単価）と第1回目交付額の差額を上限として申請可能です。
7	対象事業所等について	令和7年12月12日時点で開設、運営していた事業所が事業譲渡等により別法人に事業の承継し、申請時点では別法人が運営している場合、新法人が当該事業所の申請をすることは可能ですか。	介護サービス事業所等が実質的に継続して運営していると認められる場合は申請可能ですので、事前に事務局まで御相談ください。ただし、承継前の法人において、当該事業所が第1回目の交付を受けている場合は問6のとおり、補助上限額（基準単価）満額の交付を受けていない場合に限り申請可能です。
8	対象事業所等について	令和7年12月12日時点では通常型のサービス種別であったが、令和8年4月1日より通常型サービスを廃止し、地域密着型サービスの新規指定を受けてサービス種別の変更を行った場合、申請することは可能ですか。	介護サービス事業所等が実質的に継続して運営していると認められる場合は申請可能ですので、事前に事務局まで御相談ください。ただし、第1回目の交付を受けている場合は問6のとおり、補助上限額（基準単価）満額の交付を受けていない場合に限り申請可能です。
9	対象事業所等について	施設の定員数の基準日はいつですか。	令和7年4月1日とします。ただし、令和8年4月1日と著しい差が生じている場合は、事務局まで御相談ください。
10	対象事業所等について	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれません。当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数（事業所規模）に含まれません。
11	対象事業所等について	通所介護及び訪問介護の事業所規模はどのように判断したらよいですか。	山口県介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）実施要綱別添1※1に記載のとおり、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断してください。その際、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数を含めないようご注意ください。介護サービス提供実績の規模と異なる申請の場合、根拠資料（報酬請求実績等）の提出を求める場合がありますので、御了承ください。なお、令和7年10月に新規開設した場合などは、令和7年4月サービス提供から9月サービス提供までの実績がないことから、開設から申請時までの平均により判断し、根拠資料を添付してください。
12	対象事業所等について	事業所等は山口県内にあるものの、本社が山口県内にない場合、申請できますか。	本社が山口県外であっても、山口県内を所在地とする介護事業所等が存在する場合は、当該事業所等分については対象となります。ただし、県外に所在地を有する事業所等については、本補助金の対象外ですので、申請の際にはご注意ください。
13	対象事業所等について	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。ただし、医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合においては、本補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、補助対象外となります。
14	対象事業所等について	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。
15	対象事業所等について	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか。	補助対象に含まれません。
16	対象事業所等について	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれますか。含まれる場合の補助上限はどのようになりますか。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円を上限に補助となります。
17	対象事業所等について	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。当該利用者数について補助対象に算定されますか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。短期利用者分については別途補助対象とすることはありません。
18	対象事業所等について	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおりです。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることを想定しております。なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、一つの事業所として補助対象となります。

19	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	ホームページに申請書（エクセルファイル）を掲載しています。ダウンロードしていただき、シートのご案内及びコメント等を参考にご入力ください。入力後は原則メールで事務局（送信先はホームページ等に掲載）にお送りください。 ※提出先は県ではありません。お間違えの無いようご注意ください。
20	申請方法について	郵送での申請はできますか。	申請については、原則オンライン（メール）にてお願いします。 オンラインでの申請が困難な方は、事務局へご相談ください。
21	申請方法について	複数の事業所を運営する場合、事業所毎に申請することになりますか。	重複や漏れを防ぐため、法人単位で1度の申請をお願いします。
22	申請方法について	交付申請書（別記第1号様式）に部署名の欄がありますが、部署がない場合、どのように記載したらよいですか。	部署がない場合、空欄で構いません。
23	提出書類について	申請書類は何か必要ですか。	申請に必要な書類は、次の4つです。 （1）介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）に係る交付申請書（別記第1号様式） （2）事業所・施設別申請額一覧表（様式1） （3）介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）に関する事業実施計画書（様式2）※申請事業所等ごとに作成 （4）振込先口座申出書（様式3） 申請書ファイル内に4つとも含まれていますので、作成後のファイルをお送りいただければ申請が完了します。 ※問11に記載のとおり、令和7年10月に新規開設した訪問介護事業所又は通所介護事業所などの場合、事業所規模の根拠資料の添付をお願いします。
24	提出書類について	添付資料として、支出（予定）内容を証明する資料（見積書、領収書、支払記録等）の提出は必要ですか。	支出（予定）内容を証明する資料（見積書、領収書、支払記録等）は、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、介護事業所等で適切に保管してください。
25	提出書類について	法人本部が備品等を一括購入して各事業所に配分する場合、見積書・領収書等の証憑は各事業所ごとに用意する必要がありますか。必要な場合は、見積書等を各事業所ごとに改めて取得する必要がありますか。	法人本部が備品等を一括購入し、各事業所へ配分する場合であって、各事業所における本補助金の申請内容と当該事業所に係る支出との対応関係が確認できる場合は、見積書等の証憑を各事業所ごとに改めて用意する必要はありません。
26	対象経費について	いつから発生した経費が対象となりますか。過去に購入したものを補助対象にすることは可能でしょうか。	令和8年4月1日から11月30日までに購入したものが対象です。 令和8年3月31日以前に購入したものは補助対象となりません。
27	対象経費について	例えば、取得費用が30万円以上などの財産処分制限の対象となる備品等の購入は対象となりますか。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよろしいでしょうか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が財産処分制限の対象となる備品等は補助対象外と考えます。 また、複数の物品等を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限とした補助となります。
28	対象経費について	商品券やギフトカード等は補助対象になりますか。	対象外です。
29	対象経費について	職員の私用車のガソリン代（通勤代）、車用品などは対象になりますか。	原則として、社用車以外の車両を使用した場合は、補助対象外と考えます。 ただし、訪問系サービスの提供に当たり私用車を使用するなどの場合は、当該サービスの実施に直接必要となる移動（例：事業所から訪問先まで、訪問先間の移動）に要するガソリン代については対象と考えます。
30	対象経費について	例で記載されていない備品は補助対象外ですか。●●は対象になりますか。	例示ですので、補助金の目的に即したものであれば対象になります。 なお、本補助金は、備品等購入等にかかる費用を補助対象としているため、研修等費用、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象外と考えます。
31	申請後の手続き等について	交付決定額が申請額満額ではなかったため、対象経費を変更したいのですが、どのような手続きとなりますか。	単純な数量の調整（例：10個を8個に変更）や同種品への変更（例：マスクAを、より単価の低いマスクBに変更）など、軽微な変更該当する場合は、原則として変更承認手続は不要です。 一方、申請内容から全く別の物品等に変更する場合は、補助対象外のおそれがあるほか、変更承認が必要となる場合があります。 そのため、全く別の物品等に変更を予定されている場合、事前に事務局へ御相談ください。
32	申請後の手続き等について	交付申請を行い、交付決定を受けた後はどのような手続きが必要ですか。	令和8年11月末までに事業完了をしていただき、事業完了後、実績報告書を御提出いただくこととなります。 実績報告の提出期限等につきましては、別途かいごへるぶやまぐち等でお知らせいたします。
33	申請後の手続き等について	「令和8年11月末までに事業（備品等購入等）を完了してください。」とありますが、ここで言う「完了」とは何をもって完了とするのでしょうか。	納品・支払まで完了していることが望ましいですが、支払いが納品の翌月になる場合も想定されますので、少なくとも納品までは完了してください。 なお、領収書等については県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、介護事業所等で適切に保管してください。
34	申請後の手続き等について	補助金が振り込まれる時期はいつ頃でしょうか。	交付決定後（9月上旬頃予定）、県にて支払の手続きを行い、9月中下旬頃にお支払いする予定です。
35	申請後の手続き等について	仕入控除税額の報告は必要ですか。	消費税及び地方消費税は補助対象としておりませんので、仕入控除税額の報告は不要です。